

報道関係者各位

平成26年 9 月 26 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課 長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

## 無料職業紹介事業の事業廃止を命じました

～職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成 26 年 9 月 26 日)、福龍事業協同組合に対して、無料職業紹介事業の事業廃止を命じました。

詳細は下記のとおりです。

### 1 無料職業紹介事業の事業廃止を命じた事業主

- (1) 事業主名 福龍事業協同組合
- (2) 代表者氏名 代表理事 龍造寺 寿秀
- (3) 所在地 福井県福井市菅谷 1 丁目 5 番 20 号
- (4) 届出受理年月日 平成 22 年 12 月 1 日
- (5) 届出番号 18-特-000033

### 2 処分内容

「職業安定法」第 33 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する同法第 32 条の 9 第 1 項の規定により、平成 26 年 9 月 26 日付けで無料職業紹介事業の廃止を命ずる。

### 3 処分理由

福龍事業協同組合 代表理事 龍造寺 寿秀 は、「道路交通法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反し、懲役 1 年の刑に処せられ、平成 21 年 10 月 1 日に刑の執行が終了した。

このため、福龍事業協同組合は、職業安定法第 32 条第 5 号に規定する欠格事由に該当することとなったため。

※職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

## ○職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（抄）

(許可の欠格事由)

**第三十二条** 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて命令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～四 （略）

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の取消し等)

**第三十二条の九** 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当しているとき。

二・三 （略）

2 （略）

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

**第三十三条の三** 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

- 2 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第二項	略	略
第三十条第三項	略	略
第三十二条	略	略
第三十二条の四第二項	略	略
<u>第三十二条の九第一項</u>	<u>、第三十条第一項の許可を取り消す</u>	<u>当該無料の職業紹介事業の廃止を、当該無料の職業紹介事業（二以上の事業所を設けて無料の職業紹介事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの無料の職業紹介事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第三十二条第三号に該当するときは当該無料の職業紹介事業の廃止を、命ずる</u>
第三十二条の九第二項	略	略
第三十二条の十三	略	略
第三十二条の十六第二項	略	略